軽自動車税（種別割）課税免除

の手引き

（令和７年度課税版）

帯広市市民税課税務係

帯広市では、ナンバープレートの交付を受けた商品であって使用しない軽自動車等について、申請により軽自動車税（種別割）が免除されます。

１　課税免除対象者（以下の条件をすべて満たすもの）

1. 古物営業法に規定する古物商の許可を受けている販売業者
2. 申請時において市税の滞納がない者

２　対象車種

1. 軽自動車

二輪（126cc～250cc）

三輪

四輪

1. 二輪の小型自動車（251cc以上）

３　対象となる車両（以下の条件をすべて満たすもの）

1. 課税免除を受けようとする年度の４月１日において、商品として古物台帳に記載があり、市内に展示しているもの
2. 課税免除を受けようとする年度の４月１日において、所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一であること

４　対象とならない車両（以下のいずれかに該当するもの）

1. 自動車検査証（車検証）に事業用と記載されているもの
2. リース車、レンタカー等貸付けを目的とするもの
3. 試乗または回送のために使用するもの
4. 社用車または代用車として使用するもの
5. 取得時の走行距離数と４月１日現在の走行距離数の差が100㎞以上であるもの

５　申請に必要なもの

1. 帯広市軽自動車税（種別割）課税免除申請書
2. 古物商許可証（写し）
3. 自動車検査証（写し）又は軽自動車届出済証（写し）
4. 古物台帳（写し）（取得時の走行距離数が記載されているもの）
5. 展示状態が分かる写真及び４月１日現在の走行距離数が分かる写真（走行メーター等）

６　申請期間

**令和７年４月１日（火）から令和７年４月１０日（木）まで**

　　　※申請期間を過ぎると申請できません。

７　決定（不認定）通知

　　課税免除の申請があり、審査の結果課税免除が決定した車両については、『帯広市軽自動車税（種別割）課税免除決定通知書』にて通知いたします。また、不認定となった車両については、『帯広市軽自動車税（種別割）課税免除不認定通知書』にて通知いたします。

８　取消し

　　課税免除となった車両について、次のいずれかに該当することが判明した場合は、決定を取消し、『軽自動車税（種別割）更正（決定）通知書』にて通知いたします。また、令和６年度の軽自動車税（種別割）が課税されます。

1. 虚偽又は不正な手段により課税免除を受けたことが判明した場合
2. 市長が課税免除の決定を取り消すことが適切であると認めた場合

９　調査

　課税免除の申請内容の確認のため、現地調査や関係書類の閲覧等をする場合があります。

10　継続検査（車検）用納税証明書について

　課税免除となった車両の継続検査を受ける際に使用する納税証明書は、下記の申請先にて、無料で交付を受けることができます。

【課税免除に関する問い合わせ】

**▼帯広市市民税課 税務係**(本庁舎２階)

　　　　　℡　0155-65-4119（内線1512）

【納税証明書の申請先】

**▼帯広市市民税課 税証明窓口** (本庁舎２階)

　　　　　　　　〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地

　　　　　　　　℡　0155-65-4121（内線1531～1533）

**▼川西支所　川西町西2線59番地**

 　　　　　　　℡　0155-59-2011

　　　　　 　▼**大正支所　大正本町西1条1丁目1番地**

　　　　　 　 ℡　0155-64-5341